

公益財団法人山口県スポーツ協会職員退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山口県スポーツ協会（以下「体育協会」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の退職手当について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 職員の退職手当は、職員が退職した場合に、その者（職員の死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、定年退職後の再雇用職員、山口県からの出向職員及び短期雇用職員には支給しない。

(職員の退職手当の支給制限)

第3条 職員の退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

- (1) 懲戒解雇の処分を受けた者
- (2) 禁固以上の刑に処せられた者

(プロパー職員の退職手当の額)

第4条 プロパー職員の退職手当の額は、次条に該当する場合を除くほか、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき $100/100$
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき $110/100$
- (3) 21年以上の期間については、1年につき $120/100$

2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらずその者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上5年以下の者 $60/100$
- (2) 勤続期間6年以上10年以下の者 $75/100$

(プロパー職員の勤続期間の計算)

第5条 プロパー職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 前項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項(3)の規定による退職手当を計算する場合にあっては1年未満）の場合には、これを1年とする。

(その他職員の退職手当)

第6条 プロパー職員以外の職員の退職手当の支給は、協会が独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という。）との間に職員についての退職金共済契約を締結することにより行うものとする。

(共済契約)

第7条 新たに職員となった者については、採用になった月に中退共と退職金共済契

約を締結する。

(共済掛金)

第8条 退職金共済契約の掛金は、別に定める。

(共掛金納付の中止)

第9条 介護休業、育児休業期間及び協会職員給与規程の規定により、その月の2分の1の期間を超えて給与を支払われない場合、その月の掛金納付は中止する。

(退職手当の額)

第10条 中退共共済契約により支払われる退職手当の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

2 前項の規定に関わらず、免職又は解雇により退職した職員の退職手当については、支給しないことができる。

(プロパー職員の退職手当の支給)

第11条 プロパー職員の退職手当は、口座振替の方法により、一月以内に支給する。

ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(その他職員の退職手当の支給)

第12条 プロパー職員以外の職員の退職手当は、職員に交付する退職金共済手帳により、中退共から支給を受けるものとする。

2 職員が死亡した場合の退職金共済手帳の交付は、その遺族とする。

3 職員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人又はその遺族が退職又は死亡後速やかに中退共に対して退職手当を請求できるよう、本人の退職又は死亡後、遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

なお、本規程施行日以前から職員であった者は、施行日において、新たに職員となった者とみなす。

3 この規程は、令和5年4月1日から施行する。